

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

旅館を経営するお客様が津波により修復不能となった建物を前に「今は悟りの境地です」と語っていました。人生について深く思索することができ、生かされた命に感謝し、何が幸せであるかを考えたとき、物にとらわれても仕方がないと思えたそうです。家族みんなが笑顔で暮らせるためには目に見えないものの方が大切な気がします。

日本を一つの家族と例える人もいます。家族の一人が困難に陥っていれば家族全体が暗くなります。その一人を救うために親や兄弟姉妹は懸命になるのです。それが家族です。

私の書棚より

○我々は全体が走り出すまでに時間がかかるかもしれないが一旦走り出したらすさまじい爆発力を秘めた国民であるとも言え、それは明治維新や戦後の経済復興で証明されたことでもある。

○大多数の企業や個人は、結局現状を変えることのリスクの方を恐れ、過去にこだわったり、現状に甘んじて衰退していくわけだ。

「グーグルで必要なことは、
みんなソニーが教えてくれた」
辻野晃一郎著 新潮社

税務アンテナ

□災害に遭った場合には所得税法や法人税法では救済措置が設けられています。

法人においては災害により著しく損傷した棚卸資産や固定資産については、評価損の計上が認められます。

個人においては、災害減税法では所得が1千万円以下の者が災害により住宅や家財にその時の時価の半分以上の損害を受けた場合、所得税の全額若しくは2分の1又は4分の1の減免を受けることが出来ます。又は損害を受ける前のその資産の時価を基に計算した損害金額を所得から控除できる雑損控除も選択できます。災害減税法は住宅と家財に限られますが、雑損控除は、生活に必要な一切の資産が対象になります。

□被災者へ支援を行うため、募金団体を通じて行う義援金であっても、最終的に国等に帰属するものであると認められる場合には、法人の場合には全額損金となり、個人の場合には国等に対する寄付金として寄付金控除が受けられます。

法人が、被災した取引先に対して災害発生の相当期間内に売掛金や貸付金等の債権の全部又は一部を免除した場合の損失額は寄付金及び交際費に該当しません。又、被災した取引先に対して支出した災害見舞金も、交際費等に該当しません。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

5月の税務スケジュール

10日	○4月分の源泉所得税の納付
15日	○特別農業所得者の承認申請 (休日につき16日)
31日	○3月決算法人の確定申告 ○9月決算法人の中間申告(予定申告) ○6月、9月、12月決算法人の消費税中間申告

31日	○5月決算法人の消費税各種 選択届出書提出
-----	--------------------------

今月の贈る言葉『幸福は自分次第である』 by アリストテレス